

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 190 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準(案)」について

2019年10月30日に、企業会計基準委員会（ASBJ）より企業会計基準公開草案第69号（企業会計基準第24号の改正案）「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」（以下「本公開草案」とします。）が公表されました。今回は当該公開草案の概要及び適用時期等についてご説明します。

【改正の概要】

本公開草案では、重要な会計方針に関する注記の開示目的は、財務諸表を作成するための基礎となる事項を財務諸表利用者が理解するために、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示すことにあり、これは関連する会計基準等の定めが明らかでない場合も同じであるとされています。

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」の例として、関連する会計基準等が存在しない新たな取引や経済事象が出現した場合に、適用する会計処理の原則及び手続で重要性があるものが該当すると考えられるとされています。なお、対象とする会計事象等自体に関して適用される会計基準等については明らかではないものの、参考となる既存の会計基準等（他の会計基準設定主体が定めた会計基準等を含む。）がある場合には、当該既存の会計基準等が定める会計処理の原則及び手続も含まれるとされています。

また、会計基準等には、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則及び手続を明文化して定めたもの（法令等）も含まれるとされています。これを踏まえると、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」には、業界の実務慣行とされている会計処理方法で重要性があるものも該当すると考えられ、これには、企業が所属する業界団体が当該団体に所属する各企業に対して通知する会計処理方法が含まれるとされています。

本公開草案では、重要な会計方針に関する注記の開示目的は、関連する会計基準等の定めが明らかな場合も関連する会計基準等の定めが明らかでない場合も同じであるとして、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合も重要な会計方針として注記することが提案されています。

ただし、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1 - 2）における定めを引き継ぎ、重要な会計方針に関する注記について次のように取り扱うことが提案されています。

(1)財務諸表には、重要な会計方針について、採用した会計処理の原則及び手続の概要を注記する。

(2)会計方針の例としては、次のようなものがある。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- 2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 3) 固定資産の減価償却の方法
- 4) 繰延資産の処理方法
- 5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- 6) 引当金の計上基準
- 7) 収益及び費用の計上基準

(3)会計基準等の定めが明らかであり、当該会計基準等において代替的な会計処理の原則及び手続が認められていない場合には、当該会計方針の注記を省略することができる。

【適用時期】

本公開草案では、2021年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することが提案されています。ただし、公表日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から早期適用することを可能とすることも提案されています。